**平成２３年（フ）第３９５号**
宮崎県東諸県郡国富町大字森永1674番地
債務者　髙取　洋子
1　決定年月日時　平成23年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２３年（フ）第１７２号**
宮崎県日向市大字財光寺147番地９
債務者　酒井　直美
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

**平成２３年（フ）第１７３号**
宮崎県延岡市緑ケ丘２丁目８番３号
債務者　小田　昭子（旧姓寺原）
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

**平成２３年（フ）第３８７号**
青森市大字矢田前字本泉20番地16
債務者　三戸　勇治
1　決定年月日時　平成23年10月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第１０８８号**
神戸市東灘区住吉本町１丁目11番28―360号
債務者　富田　庄司
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第１１９８号**
神戸市灘区桜口町５丁目１番８―701号
債務者　落合　康人
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第１２０７号**
神戸市中央区中島通４丁目１番14号　高橋マンション203
債務者　宇津　真弓
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第５６１号**
高知市弥生町３番16号　土居アパート２Ｆ東
債務者　竹本　智之
1　決定年月日時　平成23年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２３年（フ）第５７１号**
高知市上町２丁目１番22号　レジデンス上町302
債務者　金尾　秀寿
1　決定年月日時　平成23年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２３年（フ）第５７３号**
高知市曙町１丁目21番１号　市住49号
債務者　五藤　　啓
1　決定年月日時　平成23年10月31日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２３年（フ）第５７７号**
高知県南国市緑ケ丘１丁目401番地２　県営住宅W―３号
債務者　吉岡　　隆
1　決定年月日時　平成23年10月31日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２３年（フ）第４１５号**
沖縄県南城市大里字大里2254、住民票上の住所沖縄県南城市大里字嶺井515番地６　嶺井団地Ａ１―206
債務者　銘苅　豊子（変更前の名トヨ子）
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２３年（フ）第４２５号**
沖縄県那覇市与儀２丁目７番５号
債務者　川満ヨシ子
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２３年（フ）第４４８号**
沖縄県那覇市曙３丁目19番24号コーポラス島403
債務者　新里　千秋
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２３年（フ）第２４３号**
島根県雲南市木次町里方459番地１
債務者　岩村より子
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
松江地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第１６４号**
福島県双葉郡富岡町字夜の森南４丁目22番地メゾンドローラン202、前住所宮城県大崎市古川小泉字泉70番地５　ファミール小泉Ａ棟201号
債務者　高橋　　寿（旧姓今野・伊藤）
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
福島地方裁判所いわき支部

**平成２３年（フ）第６１７号**
熊本県宇土市新小路町104番地
債務者　園田　志織
1　決定年月日時　平成23年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部